

## 5 撤去に関する計画が定められており、跡地の整理を適切に行うか

規則第 11 条	細部解釈及び運用方法
<p>第 1 項第 6 号 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に<u>跡地の整理を適切に行うこと</u>とされているものであること。</p>	<p>10 「<u>跡地の整理を適切に行う</u>」 当該地に太陽光発電施設が存する以前の土地の状態に近い状態に復する行為をいう</p>

太陽光発電施設の設置後には、適切な維持管理を行い、事業終了時には確実に当該太陽光発電施設を撤去・処分されることを確認する。事業計画時に撤去に関する計画を定め、かつ、撤去後に跡地の整理を適切に行うことが必要である

撤去計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。建設リサイクル法）等の関係法令や、既存のガイドライン等を確認し、事業終了後における適切な撤去・処分・跡地の整理について計画を策定する。

撤去計画の記載例は表 5 のとおり。

**表 5 撤去計画の例**

<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①太陽光発電施設の所在地</li> <li>②土地所有者名、住所、連絡先</li> <li>③設置事業者名、住所、連絡先</li> <li>④施設管理者名、住所、連絡先</li> <li>⑤太陽光発電施設の敷地面積・規模、撤去施設</li> <li>⑥事業計画地の土地状況（写真等を添付）</li> <li>⑦撤去時期</li> </ul> <p>発電事業終了後の撤去開始時期の予定等について記載する。 例）発電事業が終了する〇年に撤去予定。 ただし、定期点検にて不備が判明した場合は、随時撤去を検討する。</p> <p>2. 災害等による破損等の緊急対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急時責任者名、連絡先</li> <li>②緊急時の流れ（フロー）</li> </ul> <p>台風、地震、津波、洪水等における災害によって破損が生じた場合の対応の流れ（誰が現況確認や関係者への連絡行うのか、修繕もしくは廃棄等の判断は誰とどのように協議するのか等）をフロー等用いて記載する。</p> <p>3. 撤去後の措置</p>
---

①措置：撤去後の原状回復等の措置内容について記載する。

例) 整地、緑化(植栽、播種、自然侵入促進等)

②期間：発電事業終了後〇〇〇日までに行う。

③廃材の処理：公園外に搬出し、適正に処分する。

④報告：撤去後は、〇〇事務所へ写真を添えて報告する。

基本的に、全ての案件に対して、発電事業終了後の撤去及び跡地の整理についての条件を付すこと。また、発電計画や撤去時期等に変更があった場合や、太陽光発電施設の売買等により発電事業者や施設管理者に変更があった場合は、撤去計画の再提出を求める。

また、「3. 撤去後の措置」については、少なくとも太陽光発電施設設置前の状況に戻すことが必要となるが、裸地のまま放棄することにより、土砂流出や風致及び景観への支障が生じる可能性もある。跡地の利用がない場合は、環境省自然環境局(2015)「自然公園における法面緑化指針及び自然公園における法面緑化指針 解説編」に基づき、適切な手法で緑化及びその後の管理を行っていくことが望ましい。

施設設置後の環境配慮については、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月環境省)も参考にすること。また、リサイクルも含めた設備の撤去・処分について、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)」(2018年環境省)も参考にすること。

#### <条件の例>

- ・ 当該太陽光発電施設(受変電施設等の付帯する工作物を含む。)は、発電事業が終了した場合には、直ちに申請書添付の撤去計画書どおりに撤去するとともに、その履行状況について、天然色写真を添えて〇〇に報告すること。
- ・ 当該工作物が腐敗若しくは破損した場合、又は発電事業が終了した場合には直ちに撤去し、跡地は風致の保護上支障のないように整理すること。
- ・ 当該工作物は、〇〇までに撤去すること。
- ・ 植栽した樹木が枯損した場合は、再度植栽を施し、景観に配慮すること。
- ・ 発電計画又は撤去計画に変更が生じた場合には、速やかに〇〇に報告すること。
- ・ 月別発電量について、1か月ごとに〇〇に報告すること。

## 6 ミニアセス（規則第 10 条第 4 項、第 5 項）

申請に係る行為の場所の面積が 1 ha 以上の場合には、申請書に規則第 10 条第 4 項に基づくミニアセスに関する書類を添付する必要がある。申請に係る行為の場所とは、太陽光発電パネルひとまとまりごとではなく、基本的には計画されている太陽光発電施設の全体を合算した面積とする。

また、1つの申請に係る行為の場所の面積自体 1 ha 以下の場合であっても、同時期又は近接した時期に複数の隣接した敷地において申請がされる場合や、同一申請者により既存の太陽光発電施設に隣接して新たな申請がされる場合においては、全体として 1 ha を超えるような大規模な設置面積となり、風致景観上の著しい支障を及ぼすおそれがある。このような場合においては、規則第 10 条第 5 項に基づきミニアセスに関する書類を求めることができる。

### 規則第 10 条

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（法の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合に於ては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合に於ては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

## 7 普通地域内における太陽光発電施設の設置について

国立・国定公園の普通地域は、一般的に例示すれば、①自然景観上特別地域又は海域公園地区と一体をなす地域内の集落地、農耕地、森林等であつて、景観の維持を図る必要性は特別地域又は海域公園地区ほど高くはないが風景の保護を図る必要がある地域、②特別地域の保護のための緩衝地帯又は利用上必要とされる地域、などがこれに該当する。このため、特に自然の風景に大きな影響を及ぼすおそれのある一定の行為について届出の義務を課し、風景保護のために必要な限度において、当該行為を禁止、制限又は必要な措置を命令することを通じて、全体としての風景の保護を図っているところである。

同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000㎡を超える太陽光発電施設の設置に関しては、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然風景に大きな影響を与える場合があり、普通地域の要届出対象となっている。（※「同一敷地内」の細部解釈は、1-4 ただし書きについて を参照）

このため、届出行為について以下の処理基準のすべてに適合するかどうかについて審査し、適合しない場合において、風景を保護するために必要があると認められるときは、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること（以下「措置命令等」という。）を行うものとする。

特に当該太陽光発電施設が位置する地方公共団体の環境影響評価条例の対象規模要件※を超えるような大規模な太陽光発電施設については、風景に大きな影響を及ぼすおそれが高いため、中止命令の必要性についても十分に検討するものとする。

※環境影響評価条例の対象規模要件の水準については、地方公共団体によって異なり、敷地面積50ha（50,000㎡）以上とする地方公共団体が最も多いが、自然公園内については敷地面積5ha以上を対象とする県や、20ha以上を対象としつつ10ha以上の場合は簡易的環境アセスの実施が必要としている県もある。

### ■国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（太陽光発電施設の新改増築）

- ①以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りではない。
  - ・当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
  - ・当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- ②当該太陽光発電施設の色及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。
- ③当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- ④当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- ⑤野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑥当該太陽光発電施設の新築、改築及び増築による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。
- ⑦植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）内において行われるものでないこと。

- (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

なお、これらの処理基準は、特別地域内における許可基準（規則第 11 条第 12 項本文、第 1 号、第 2 号、第 4 号）と同じ規定であり、その適合については許可基準に準じて検討する必要があるが、当該地の自然の状況、保全対象の重要性を踏まえて判断することから、仮に同じ太陽光発電施設が設置された場合であっても、特別地域内と普通地域においてはその具体的な評価の結果には差異が生じ得ることに留意する必要がある。

審査の結果、当該地域周辺の特別地域も含めた重要な眺望対象に著しい支障を及ぼす、重要な公園利用地点からの展望の著しい妨げになる、又は当該地の自然を著しく改変するなど、特に自然風景の保護上大きな支障があると認められる場合には、届出制度の趣旨に沿った命令の必要性について検討する。

例えば、太陽光発電施設の新築に伴って大規模な盛土及び切土による敷地造成を伴う場合は、許可基準の細部解釈等も踏まえて上記の「④太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。」に該当しないと考えられるため、このような届出があった場合には、工作物の新築と土地の形状変更の内容から自然風景の保護上の支障を総合的に勘案し、必要に応じて措置命令等を行う。なお、措置命令等を行う場合であっても、風景の保護上支障がないよう緑化や崩落防止等の措置命令を行った上で設置を認めることも考えられる。

また、法第 33 条第 1 項の届出を要する規模（同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和 1,000 m<sup>2</sup>）を超える太陽光発電施設は、発電事業終了後に放置されると、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。このため、発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うものとする。

※国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（改正平成 29 年 3 月 28 日環自国発第 1703283 号）

<http://www.env.go.jp/park/apply/basic/08.pdf>

## 8 許可事例

山陰海岸国立公園（第2種特別地域）	
規模	敷地面積約 1600 m <sup>2</sup> 、水平投影面積約 400 m <sup>2</sup> 、総出力約 70kW
概要	耕作放棄された更地であり、土地の形状変更や木竹の伐採は伴わない。周辺の山頂の展望方向から外れ、樹林の向こう側に位置しているため望見されない。付近には近畿自然歩道線道路（歩道）が通っているが、40m以上離れている。太陽光発電は低反射パネルを使用し、色彩も一般的なものであることから、風致の保護上の支障は小さい。加えて、発電事業終了後に施設を撤去し跡地を適切に整理する旨を許可条件に付している。
	
設置前	設置後
	
周辺の様子	山頂からの見え方

山陰海岸国立公園（第2種特別地域）

規模	敷地面積約 5200 m <sup>2</sup> 、水平投影面積約 2600 m <sup>2</sup> 、総出力約 300kW
概要	当該地は鳥取砂丘(福部砂丘)の南麓に位置し、灌木が混ざる草地となっていた。従前廃車・廃材の置き場として使用されており、行為者が廃業したため撤去されることが困難な状況であった。本件は当該廃車等を撤去して太陽光発電施設を設置するものであり、支障木の伐採もなく、地形的に公園利用者からも望見される場所でない。



設置前



設置後



近くからの見え方



周辺からの見え方

雲仙天草国立公園（第2種特別地域）

規模 敷地面積約 3700 m<sup>2</sup>、水平投影面積約 600 m<sup>2</sup>、総出力約 50kW

概要 当該地は海岸線沿いで、以前は畑として利用されていたが放置され耕作放棄地となっていた。将来にわたって畑として利用する予定がなく、土地の有効利用として太陽光発電施設が設置された。

- ・ 主要展望地（園地）から離れており望見されにくく、パネルの向きも南西方向であり、反射による影響は小さいため、風致上の支障が小さい。
- ・ 三方を山林に囲まれ、道路沿いにも植物があるためほとんど見えない。
- ・ 畑跡地のため、支障木の伐採や敷地造成は不要。



設置前



設置後



道路からの見え方



園地からの見え方



## 参考資料

1. 環境省（2015）国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的な考え方  
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26226.pdf>
2. 環境省（2021）太陽光発電の環境配慮ガイドライン  
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf>
3. 環境省（2013）国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン  
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/21843.pdf>
4. 環境省（2018）太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）  
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>
5. 国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（改正平成 29 年 3 月 28 日環自国発第 1703283 号）  
<http://www.env.go.jp/park/apply/basic/08.pdf>